

平成30年度第2回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成30年(2018年)5月25日(金) 14:30～17:00

2 場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書について(第2回審議)

(2) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(副))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

北 原 曜

陸 齊

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者(正))

中 村 雅 彦

山 室 真 澄

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

亀 山 章

野見山 哲 生

御 巫 由 紀

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成30年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。亀山委員、野見山委員、御巫委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。大窪委員につきましてはのちほど遅れて御参加いただくことになっております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いします。

片谷委員長

皆様お忙しい中御出席くださりましてありがとうございます。
早速議事に入らせていただきます。進行に御協力をよろしくお願いいたします。
本日の会議予定と配布資料について事務局から説明をお願いします。

事務局
是永
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定及び御手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書について、第2回目の御審議をお願いいたします。概ね16時30分には審議を終了する予定としております。

次に本日の会議資料ですが、資料1は、前回の技術委員会において委員の皆さまからいただいた御意見及び追加意見をとりまとめ、都市計画決定権者等の説明、見解をまとめたものです。その他、付随資料として資料1-1から1-10、そしてカラーの補足資料を配布させていただきます。なお、資料1-8は動植物改変率について重要種に関する具体的な生息場所の資料となりますので非公開扱いで委員限りとさせていただきます。

その他非公開資料としてA3の資料3枚は、動植物の種についての具体的な場所、種ごとに141枚ありますが、そのうち今回申し出のありました3種についてA3のカラーで用意させていただきました。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

御手元の資料は御揃いでしょうか。では早速審議に入ります。

議事1 都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書についてですが、資料1の説明を都市計画決定権者の皆様からいただくことにします。

事業者の皆様、関係者の皆様本日はご多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。早速資料1の説明をよろしくお願いいたします。

事業者
渡辺
(伊那建設事務所)

資料1について説明させていただきます。

本日御手元にお配りしました資料1について、前回委員会での御意見とその後の追加意見を一覧にまとめ、合計37項目となっております。

本日は時間の関係もありますので、追加意見も含め事後回答とさせていただきます。そのものを御説明いたします。

それでは1番の意見を御覧ください。こちらは降雨災害を検討する際に年間降水量より時間降雨量が重要となるため、時間降雨量に関する資料追加についての御意見です。

こちらについては、前回委員会で環境影響ということに関して、資料に防災の話はどう含めるべきか、ということを検討させていただきたいと回答しました。事後回答になりますが、長野県の技術指針マニュアルを確認したところ、予備調査の基本的な考え方は環境影響を受けやすい地域、または代償として崩壊その他の自然災害を生じやすい地域を把握することとなっております。このため評価書では時間降雨量のデータを資料1-1に示すとおり、評価書第4章の表に挿入する形で掲載を考えています。資料1-1を御覧ください。1枚目のP4-4は準備書での表記となっております。その裏面は評価書における記載となります。次ページのP4-5も同様に1枚目が準備書の表記、裏面が評価書での記載となります。このように時間降雨量のデータを追加していく考えです。

2番の御意見については、第1回審議で回答済となっておりますので、本日は省略いたします。

3番の御意見については、都市計画案に対する住民からの意見も技術委員会に提供してほしいという要望です。現在アセスと都市計画のどちらへの意見かを整理中です。また見解については第3回審議において準備書に対する住民意見と都市計画決定権者見解と併せて、都市計画案に対する住民意見の内容をお示しする予定です。

4番は用語の統一についての御意見です。御意見は例えばとして、一般国道153号の調査地点や既存道路、背後地の15mと20mラインが同じ色になっているので分かりにくいというものです。こちらについては、1つ目の153号などの既存道路は調査地点、予測地点として設定する意味での用語として使っている場合と、予測にあたっての影響を考慮する意味での用語として使っている場合があることを指していると捉えています。このため評価書での用語の統一方法は資料1-2に示しております。資料1-2のP12.2-5の修正前と裏面の修正後と、次ページのP12.2-18の表面、裏面を御覧ください。このように記載方法の改善を図ってまいりたいと考えています。

また後半の御意見については、資料1-2のP3.1-4を御覧ください。騒音の予測図に示されている赤の点線は幹線道路の近接空間と背後地との境界線を意味しています。国道や県道などの幹線道路について、近接空間と背後地で環境基準が異なるためにそれを図示しているものです。御指摘を踏まえ評価書での対応としては、裏面のよう15mラインと20mラインを別の色にして表示したいと思っております。また本日はプリンターの性能により色別がはっきりしないところがあるので、実際の評価書においてはもう少し色合いを変えたいと考えています。

5番から7番は第1回審議で回答済となっているので省略いたします。

8番は盛土のために搬入する土砂の汚染対策に関する御意見です。第1回審議で回答しましたとおり、搬入元は事業の詳細な決定に伴い検討していくので、搬入元がどこであっても計画路線周辺が汚染されることのないよう対策を講じていくこととしています。具体的には資料1-3のP3-33を御覧ください。盛土材に含まれる汚染物質によって計画路線周辺の土壌が汚染されることのないように、土壌汚染対策法における指定区域からの盛土材搬入を極力避けます。またやむを得ず重金属等の汚染物質を含んだ盛土材を使用する場合は、吸着や不溶化する技術で拡散を防止します。このように盛土材の汚染防止対策については、評価書の第3章に記載を追加することとしています。

9番は伊那市下殿島地区の法面の崩壊などの災害への影響に関する御意見です。具体的には土砂災害警戒区域などに指定されている急傾斜地や河川浸水想定区域内に道路事業実施区域が存在しているため、法面の崩壊等の災害への影響はどのようになっているかという御意見です。こちらについてはルート設定の際に極力こういった区域を避けるよう配慮しておりますが、今後必要に応じて事業実施時に対策を検討していくこととしております。具体的には事業実施時に崩壊等を助長しないよ

う留意することとしています。また現段階では急傾斜地に直接盛土はしないと想定しておりますので、崩壊を助長することはないと考えています。また、急傾斜地の崩壊により伊駒アルプスロードが寸断されることのないように必要な対策を検討してまいります。

次に天竜川や大沢川の浸水想定区域を通過する区間については、道路計画高を想定される水深より高く設定しています。また河川水による浸食が想定される盛土部においては、コンクリート構造物で浸食を防ぐ構造としております。構造については準備書のP3-14を御参照ください。

補足資料として浸水想定区域図と土砂災害警戒区域図を配布しておりますので、こちらも御参考に御覧ください。

10番は伊那市下殿島地区の浸水に関する御意見です。具体的な内容は、過去の同地区の天竜川氾濫の資料を検討しているのか、ということと、天竜川が氾濫した場合は道路の上流側の低平地が湛水し、天竜川右岸等にある低平地内の民家に影響が出ないか、ということです。回答としては近年の災害において下殿島地区における浸水の記録が確認できませんでしたので、河川管理者である国土交通省から平成28年12月に公表されている天竜川の浸水想定区域図を元に計画を検討しています。天竜川における浸水想定区域を通過する区間については、道路計画高を想定される水深より高く設定しています。また河川水による浸食が想定される盛土部においてはコンクリート構造物で浸食を防ぐという対策を取っていきます。浸水想定区域図からは駒ヶ根市、伊那市、宮田村、伊那市西春近、及び伊那市東春近にまたがった浸水想定区域は北の城橋を氾濫の発生源としていることが分かります。天竜川左岸側の伊那市東春近では伊駒アルプスロード通過時で一部浸水しない範囲が存在するため計画地での水流が弱いと推察しています。このことから今後の調査設計段階で排水に配慮することにより、道路築造により周辺民家への影響が増大することはないと考えています。

また天竜川右岸側の伊駒アルプスロードより南側については、天竜川と伊駒アルプスロードに囲まれた範囲に人家は存在していません。伊駒アルプスロードより北については南側を発生源とする浸水が伊駒アルプスロードによって阻まれるため、人家への影響が増大することはない、と考えます。先ほど御説明しましたが過去の下殿島地区の天竜川氾濫については、既存資料の中で近年の災害の記録がなかったため、公表されている浸水想定区域図から対策を検討することが適切と考えています。

次の11番についてですが、こちらは第1回審議で回答済です。

12番は大気質の事後調査に関する御意見です。大気質の予測評価にあたっては技術手法に基づいた手法を用いており、予測の不確実性は小さいと考えます。このため事後調査を行わない旨を準備書に記載しています。しかし、御指摘を踏まえ法律上の事後調査とは別に地域特性を踏まえた検証、確認が必要か検討します。

13番から14番については第1回審議で回答済です。

15番は騒音の防音壁や遮音壁の設置に関する御意見です。御意見の趣旨は予測結果が環境基準値に近い地点は継続的に調査を実施する、ということとその結果基準を超えるようであれば防音壁などの環境保全措置を示した方がよいとの御意見です。これらについては環境影響評価において予測値はあくまで予測値となるので、実際に伊那市原新田で超過していますが、こちらが上回らない可能性もありますし、逆に他の地点で基準を上回る可能性がある、ということです。ただし準備書においては基準を満足させるということを記載しております。今後法律上の事後調査とは別になりますが、事業の進捗を踏まえ検証、確認が必要か検討をしていきたいと考えます。

16番は騒音の調査結果を利用していない理由と既存道路の騒音を予測している理由についての御指摘です。騒音の予測評価は、既存道路については伊駒アルプスロード整備後のその道路の交通量ごとに算出した騒音予測値を使用しています。この既存道路の騒音を予測している理由は、予測地点における騒音を計画路線、既存道路そ

それぞれの予測値を合成した値により評価しているためとなります。平成42年における計画交通量については、準備書のP12. 1-34の表12. 1. 1-12に示しておりますので御参考に御覧ください。

17番は遮音壁の設置による低減効果の計算例に関する御意見です。こちらは配布してある資料1-4に示しております。具体的に計算した結果を例示として資料編の第10章に記載することとしております。予測条件については東側、背後地、昼間、既存道路等は考慮しないで計算しております。なお、資料1-4に記載の計算例はあくまで代表断面での予測計算なので、実際には多くの音源が存在しておりまして、準備書本編に記載している予測値とは直接合致しているものではないのでご了承ください。

18番は騒音の項目で、効果の不確実性について「なし」という表現を「小さい」とする方が適当ではないかという御指摘です。御指摘の準備書P12. 2-35の表12. 2. 1-16は環境保全措置の効果の程度に関する記載ではなく、環境保全措置の効果があるかないかについて記載しています。そのため大、小ではなく今回はある、なしという記載にしております。

19番の騒音の項目について、「目標との整合が図られている」と記載されているが、目標が記載されていないという御指摘でした。準備書での記載は「目標との整合」ではなく、「基準または目標との整合」と記載させていただいております。ここでは「基準との整合」であり環境基準を記載しています。その旨はP12. 2-37に記載されています。

20番は騒音の予測結果に現況等価騒音レベルと比較量が記載されていないという御指摘です。こちらの事後回答として「記載項目について、技術手法及び技術指針マニュアルによります」と記載しました。具体的には環境保全措置の前後に関わらず、予測値と現況値との比較による評価は行っておりません。これは規定されている環境基準などが現況値の比較量に対するものではなく、絶対値に対するもので行っているということになります。

21番は騒音の建設機械に関する予測について、使用している建設機械が明確になっているとさらに分かりやすいという御意見です。使用する主な建設機械については、準備書のP3-17から3-23に記載しています。建設機械の稼働については、大気質の粉じん、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の4項目でそれぞれユニットを設定して予測しています。ユニットは建設機械の組み合わせとなり、技術手法において工事の種別などの名称により表すものとされておりますので、これによっております。

22番は道路環境整備マニュアルの出典を記すこと、という御意見です。こちらは資料1-5のP12. 3-1の裏面に示すとおり追記いたします。

23番は振動の予測結果の比較量の記載に関する御意見です。こちらは先ほどの20番の御意見と同様の理由により記載しておりません。

24番は低周波音の現況の測定結果が示されていないという御意見です。低周波音の項目における調査は、技術手法に記載のとおり住居等の位置、住居等の配置の状況となっておりますが、こちらについて技術手法に基づいて行っております。方法書中の記載の調査する情報は、住居等の配置の状況のみとしています。このため現地の測定は行っておりません。

25番は第1回審議で回答済となっております。

26番は地下水の通水工法に関する御意見です。前回意見では回答として、地下水に対する保全対策の事例等を次回示させていただきます、となっておりますので、今回は事後回答として用意しているものを御説明いたします。通水工法については資料1-6を御覧ください。通水工法の概要はまず集水として上流側で地下水を集め、次に通水として集めたものを交差区間をパイプなどで通過させます。そして涵養として下流側で地盤に還元するということです。資料1-6と併せて補足資料として配布しております資料も御覧いただければと思います。地下水の関係になりますが、主務省令に基づきまして、工事の実施中等において環境保全措置の内容をより詳細なものにする

必要があるものとし、関係機関及び専門家等の意見指導を得ながら、地下水の事後調査をすることとしております。

27番の事後回答では第3回審議でお示しするとなりましたが、訂正して現時点での回答を御説明をさせていただきます。口頭のみとなりますがご了承ください。計画路線周辺の地下水利用については、現地調査を行うにあたり既存資料調査と市村へ地下水の観測体制の問い合わせを行っています。この問い合わせの結果、準備書のP10-2に記載していますが、把握できた既存井戸は全て計画路線から500m以上離れています。このため既存井戸を調査地点として選定せずに、観測井戸を設置し地下水状況を把握しています。本日の回答は以上となります。

28番はハザードマップ、液状化マップ、ゆれやすさマップの追加に関する御意見です。こちらについては意見1番と同様ですが、長野県の技術指針マニュアルに記載されていますので、評価書に記載していきたいと考えています。内容については資料1-7に示しております。いくつかマップが付いていますが地域間や種類によりデータの精度が異なっています。現在はこちらの掲載を予定していますが、委員の皆様から御意見があれば伺いたいと存じます。

29番はオオムラサキ、ミヤマシジミについてエノキやコマツナギの食樹の数値的な予測評価に関する御意見です。長野県技術指針マニュアルに基づきオオムラサキ、ミヤマシジミが多く生息する3箇所のエリアそれぞれにおいて、ミヤマシジミとコマツナギ、オオムラサキとエノキの改変率による予測を行いました。その結果については、資料1-8に示しております。こちらの内容で評価書の資料編に掲載を予定しています。

30番は29番と同様の見解となります。食草や食樹の移植については、準備書の代償措置で記載されている移植の内容と同じです。

31番は猛禽類の行動圏の調査に関する御意見です。猛禽類の行動圏に関する調査としては、定点調査を行っておりますが営巣地に関する結果以外は別冊の動植物位置図には含まれておりません。営巣地と計画路線が離れているため高利用域などの解析は必要ないと判断しました。事後調査の方法については、準備書に記載のとおり広義の意味で「直接確認による生息状況の確認」と記載しておりますが、事前調査と同様定点調査を行う予定です。

32番はヤマセミに関する御指摘です。こちらに関しては御指摘のとおりヤマセミは猛禽類ではなく一般鳥類でした。準備書中ではヤマセミは一般鳥類に分類しておりますので、そちらでは誤りはありませんでした。訂正したスライドを補足資料で配布しております。

33番は長野県技術指針マニュアルに基づいた生態系の予測評価の御意見です。マニュアルに基づいた予測評価を行いましたので、その結果について資料1-9に示しております。こちらの資料に示している内容で評価書の資料編に掲載を予定しております。

34番は生態系の類似度係数を用いた予測評価の御意見です。事後調査の実施段階においてバイナリーデータによる類似度係数などを使った評価手法の適用について検討したいと回答させていただきます。

35番は景観に関する御意見です。こちらについては、主要な眺望点からの眺望景観は中央アルプスなどの遠方にある景観資源を対象としています。その景観資源の全景を写したことにより被写体が小さくなっているということです。また、予測地点番号Iの眺望点からの眺望景観においては三峰川サイクリング・ジョギングロードが地図上では直線に見えておりますが、現地は局所的にカーブしているということです。

36番は道路構造を示した資料に関する御意見です。盛土部、切土部、直壁部、トンネル部及び橋梁部に分けて色塗りをしして表示した道路縦断図を作成しています。資料1-10に記載しています。こちらの内容で評価書に記載を予定しています。こちらは拡大した縦断図を別途補足資料として配布しています。

37番は人触れの三峰川サイクリング・ジョギングロードに関する御意見です。三峰川サイクリング・ジョギングロードについては、予測の結果は準備書に示すとおりですが、「近傍において一部風景の変化が生じる」としています。この予測結果を受けて工事及び道路の建設にあたっては「法面などの緑化による調和」、「道路付属物の形状、デザイン、色彩の検討」、「工事施工ヤードの設置位置の検討による地形改変の最小化」、「迂回路の設置」の4つの環境保全措置の実施を行います。なお、付替えについては堤内地側でかつ遠回りにならない位置にボックスカルバート等を設置して機能を確保することを考えており、利用性及び快適性の影響を低減しています。この付替えのイメージは補足資料を配布しておりますので御覧ください。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

片谷委員長

ありがとうございました。

資料1、資料1-1から1-10そして補足資料の説明をいただきました。資料1の事後回答をいただいた項目の意見を言われた委員から質疑をいただいてから、他の委員から御意見をいただきます。その後、項目に関わらず新たな御意見があればお願いしたいと思います。

最初に1番について、梅崎委員いかがでしょうか。

梅崎委員

資料1-1ありがとうございました。時間雨量を見ますと災害を引き起こすような数値ではないのですが、昨年10月下旬の台風による災害で、県内において現在も地すべり対策をおこなっています。ちょうどそのデータが切れているのが残念だと思います。南信地方は台風による影響があると思うのですが、この資料からはあまり影響が無いように見えます。台風の影響はどうなんでしょうか。

事業者

唐澤

(伊那建設事務所)

南信でも、より南側の飯田地方では雨が多いのですが、伊那は比較的台風の影響が少ない状況にあります。18年の災害など、飯田より上伊那の方で災害が大きいこともあります。概ね飯田より伊那地方の方が台風の影響は少ないと言えるかと思えます。

梅崎委員

できれば、昨年12月までの資料があれば、状況が明らかになるので安心できるかと思えます。

片谷委員長

29年度のデータは出せる状況にはあるのでしょうか。

事業者

渡辺

準備書の作成にあたっては、28年度までのデータを用いていますが、委員会には29年度のデータを次回提出させていただきたいと思えます。

片谷委員長

そのような対応をお願いいたします。他の委員からこの回答についていかがでしょうか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

細かくて申し訳ないのですが降水量と降雨量が混在しています。データとすれば降水量しかありませんので、資料1の事後回答の見解の最後の行は時間降水量とした方が適当です。

片谷委員長

資料1の修正をお願いいたします。

次に3番です。これは第3回審議ですので、次回ということですね。

次に4番です。塩田委員。

塩田委員

これで了解です。

片谷委員長	他の委員はよいですか。それでは次に8番の富樫委員。
富樫委員	回答でよくわからないところがありますが、これは土壌汚染の指定地域からの搬入もあり得る、そして、その場合は不溶化するということですか。
事業者 唐澤	指定地域の土壌は持ち込まないということが第一ですが、どうしても持ち込む場合は、不溶化の対策を講じるということです。
富樫委員	どうしてもというのがよくわかりませんが、原則持ち込まないなど、もう少し強い姿勢の方が理解を得られるのではないのでしょうか。それと吸着、不溶化は誰が行うのでしょうか。
事業者 唐澤	文言については検討させていただきます。それと吸着、不溶化は誰が行うかという点につきましては、持ち込む場合は排出する側の事業者が行います。
片谷委員長	発注先の建設会社ということですか。
事業者 唐澤	そのとおりです。
富樫委員	品質管理というのは、どのようなやり方をするのでしょうか。そのあたりも曖昧だと思いますが。
事業者 唐澤	今の件ですが次回までに検討させていただきます。
片谷委員長	建設会社に発注してその一環として不溶化処理が行われるということであれば、工事監督責任は建設事務所にあるわけで、そのような記載をしていただければよいのでお願いいたします。
富樫委員	是非ご検討をお願いいたします。
片谷委員長	見解は次回までにお願いいたします。 8番に関してはよいでしょうか。次に9番と10番の北原委員です。
北原委員	事後回答と先ほどの説明で了承いたしました。少し質問ですが9番で必要に応じとあり、また、極力避けるとありますが、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に道路はかからないと理解してよいですか。
事業者 唐澤	今後、詳細設計していく中でどうしても道路幅以外の部分が土砂災害警戒区域等かかることがあるので、その場合は斜面の崩落防止措置などを講じていくことになります。
片谷委員長	盛土幅よりも工事区域が広がる場合はかかる可能性があるということですね。
事業者 唐澤	そのとおりです。
片谷委員長	北原委員、そのような趣旨ですがよろしいでしょうか。

北原委員	きちっとした対策をよろしくお願いいたします。それとアルプスロードの路面に降った雨の排水は、大沢川に入る形になるのですか。
事業者 唐澤	詳細設計がまだですので、排水の流末の設計はこれからになります。そのため、大沢川に流すかどうかは今後検討することになります。
北原委員	わかりました。
片谷委員長	いずれにしても災害対策、災害対応は重要ですのでしっかりお願いいたします。排水についても十分に災害に配慮して設計していただけるということですね。次に12番です。山室委員いかがでしょうか。
山室委員	12番と15番は全く同じ事後回答になっています。検証、確認が必要か検討するとありますが、その結果はいつ頃になるのでしょうか。
事業者 唐澤	法律上は着手前ということになります。事後ということになりますと、供用後になりますが、供用は平成42年を想定していますので、それが目安になるかと思えます。
片谷委員長	前回、私が追加で発言した内容が12番に記載されていますが、やはり住民の生活環境の保全という観点からは、予測どおりの環境負荷に留まっているかの確認は必要だと思えます。これから知事答申に向けての審議がまだありますが、おそらく知事答申に組み込まれることになるかと思えますので、積極的な対応をお願いしたいと思えます。地域の住民の皆さまのためですので、実施する方向で進めていくよう、この委員会としての要請として申し上げておきます。 他にいかがですか。北原委員。
北原委員	原新田の交差点から南東方向に向かう道があり、そのぶつかったところに富県の小学校があります。ここはアルプスロードの直線の延長上で道路から約500m程度の距離かと思えますが、騒音の影響はないと考えてよいのでしょうか。
事業者 唐澤	アルプスロードから小学校までは影響の予測範囲よりも離れているので影響はないものと考えています。
片谷委員長	500mぐらい離れているのですか。
事業者 唐澤	地図からは300~400m程度と読み取れます。ここまで離れていますと影響はないものと考えられます。
北原委員	道路の直線区間の延長上に小学校があるため、騒音の影響は真横よりもあると思いますが、その点は大丈夫ですか。
事業者 唐澤	方向よりも距離の減衰効果が大きいので、影響はないものと考えております。
片谷委員長	よろしいですか。では次に移ります。16番~24番が塩田委員から第1回委員会のあと追加で出していたいただいた御意見で、いずれも事後回答が出ています。1つずつでもまとめてでも結構ですので塩田委員いかがでしょうか。
塩田委員	16番ですがP12.2-5に状況の調査があり、現場で測っています。そのデータを使って予測した結果がP12.2-28~2-32に、既存の道路と計画路線の合成した値が

P12. 2-30、P12. 2-31 に載っています。

確認したいのは、実測した結果を利用して計画路線と既存道路の等価騒音レベルを予測して合成したということですか。

事業者
渡辺

P12. 2-5 に現況値が載っていますが、こちらは現況の交通量のものです。予測値については現況の道路の調査結果は直接反映されておりません。予測についてはそれぞれ交通量が変わってきってしまうので伊駒アルプスロードができた際のそれぞれの交通量で計算し、その合成値をとっています。P12. 2-5 の現況値を直接計算に使っているということではありません。

塩田委員

計画路線は予測したというのは分かります。既存道路は実測の測定結果を用いたと思いましたが予測した値ということですか。

事業者
渡辺

伊駒アルプスロードがバイパスになり現道から交通の量が転換され、それぞれ交通量が変わってきってしまうため、予測については最終的な道路ができて変化した後の交通量に対して出しております。

塩田委員

出したというのは計算して出したということですか。

事業者
渡辺

はい、計算して出しました。

塩田委員

ということは両方とも予測ということですか。

事業者
渡辺

はい、そうです。

塩田委員

それを確認したかったのです。分かりました。

塩田委員

17 番は資料が出ていますので OK です。

18 番は不確実性があるかないかについては、ないというのはこれからのことなので、なしではなく一にさせていただければ、こういった質問は出なかったと思います。これからやろうとしているのですよね。細かい話ですみません。

事業者
唐澤

確認させていただきたいのですが、P12. 2-35 の表について、効果の不確実性の欄のなしを一にすることですか。

塩田委員

これから効果があるかどうかを調べるのですよね。やってないからなしになっているのですか。あるかないかはまだ環境保全措置をやってないので分からないのではないですか。

事業者
唐澤

遮音壁自体を設ければ程度は分かりませんが、何らかの効果が出て、わずかでも下がるというのはあり得るということです。

塩田委員

それは心情じゃないですか。確認しているわけではないですよね。

片谷委員長

この不確実性がなしというのは、遮音壁を設けた事例が過去にあり、そこで効果が分かっているから、という意味ですか。それでなしと書かれているということですか。

事業者 唐澤	そういうことです。
片谷委員長	同じような遮音壁を設け、他で作って効果があると分かっているから、不確実性なしという記載になっているということのようですが、法対象事業では大体そういう扱いになっています。
塩田委員	これは前の15番の山室委員の御意見にも関わるんですね。
片谷委員長	これも同じです。先ほど15番で申し上げたように、おそらく知事意見の中に住民の生活環境が守られているかということを確認してください、という意見が入ると予想されます。これもその対象で同じことです。
塩田委員	分かりました。 19番ですが、P12.2-37の(2)のタイトル「基準または目標との整合性に係る評価」とありますが、ここでは環境基準をクリアしているかどうかということだけを記載されていますが、結果としてP12.2-39とP12.2-40に記載するのは「基準との整合は図られている」ということでいいのではないですか。目標が足りないのではないかとありませんか。
コンサルタント 尾原 (株)千代田コン サルタント)	アセスの用語として、基準または目標としていつもセットで使われていますので、こちらで「基準または目標との整合」と書かせていただきました。 塩田委員のおっしゃるとおり、確かに目標という部分がないので基準だけでもいいのでは、というところもあります。アセスの技術手法の中でも基準または目標というところでその値との比較を行うということになっていますので、ここではセットで用語を使わせていただいております。
塩田委員	タイトルはそのとおりですが、結果はそうではないですね。
事業者 唐澤	次回までに検討させていただきたいと思います。
塩田委員	非常に分かりづらいと思います。
片谷委員長	これはP12.2-39と2-40の評価という一番右の列の記載は「基準」だけで、「または目標」はいらないというのが、塩田委員の御指摘ですね。確かに今御回答があったように、主務省令や技術ガイドに「基準又は目標」と書いてありますが、結果は一方しか使っていないわけですから、基準との整合が図られている、でいいと思いますね。これは評価書でそのように対処していただければ問題ないですね。
事業者 唐澤	そのように修正させていただきます。
塩田委員	20番はいいです。 21番はP12.3-17～3-23に色々土工事について書いてあり、P12.2-52の表にユニット数と書かれていますが、ここにP3-23の表を載せていただいた方が分かりやすいのではないですか。P3-23に建設機械が書かれていますよね、それがユニットになって、それを使って計算しているということですね。
事業者	マニュアルの値を持ってきているということで、今の件は検討させていただいて

唐澤	よろしいですか。
塩田委員	<p>なぜ細かいことをいうかということ、私たちが分かるようにではなく、住民の皆さんが分かるようにしてほしいということです。</p> <p>22番は結構です。</p> <p>23番はP12.3-38に予測の結果がありますが、P12.3-32に書かれている予測式 $L_{10} = L_{10}^* + \Delta L$ を計算すると予測値が出るわけですよね。では、なぜ増分を隣に書かないのですか。予測式で計算してあるのに結果に反映させないというのはなぜですか。</p> <p>例えばP12.3-38の表の番号Aにある現況値30、予測値31というのは、1dB増加したということですよね。</p>
事業者 唐澤	検討させていただいて、表12.3.3-4の中に差を入れるということでよろしいですか。
塩田委員	入れるということではなく、計算したから値が出てきたのではないのですか。なぜ計算した結果を表現しないのかわかりません。
片谷委員長	この予測値は当然計算した結果ですよね。
塩田委員	増分を計算しないと出てこないわけです。現況値に増分を足さないと予測値が出てこないです。
片谷委員長	予測値というのは、増分を計算して現況に足したものでいいですか。そういうことですね。その現況と予測値の間に増分の計算値というのを書くべきだというのが、塩田委員の意見ですね。
塩田委員	はい、そうです。
片谷委員長	それは難しいことではないですね。表に1列追加していただくだけです。対応していただくことにしましょう。
塩田委員	<p>書いておかないとちゃんと計算したかどうか分からないので信頼性が下がります。</p> <p>24番はこれで結構です。</p>
片谷委員長	<p>塩田委員のご指摘に関することについて、他の委員からご発言があれば承ります。よろしいですか。では、次に進みます。</p> <p>次に事後回答がありますのは、26番、富樫委員のご意見です。お願いします。</p>
富樫委員	通水工法の概要ということで資料を出していただきました。これに対して「事後調査を行うこととしています」という回答をいただいておりますが、この場合の事後調査はいつの時点を想定しているのか、事後がいつなのか具体的に教えてください。
事業者 唐澤	工事着手前にボーリング等の調査を行う予定としています。
富樫委員	調査を行った上で、通水工法に合うような設計をされるということですか。
事業者 唐澤	そのとおりです。

富樫委員	わかりました。それから準備書のP12. 6-32に検討結果を整理した表に「効果の不確実性なし」と書かれていますが、先ほどの塩田委員の話と重なりますけれども、設計次第で効果は随分変わるはずです。これは、単に効果があるか、ないかという意味なのですか。
事業者 唐澤	ここに記載しているのは、そういった趣旨でございます。
富樫委員	これをすれば絶対安心だと言えない状況では、不確実性はあると捉えるのが普通ではないかと思いますが、そうではないのでしょうか。
片谷委員長	県の技術指針では、どのような環境保全措置についても不確実性があることを基本に書かれています。主務省令、技術ガイド、国の技術指針に当たるものは、そういった記載になっていないので、あるか、ないかというレベルになっているというのが事業者の回答の趣旨です。それでは住民は安心できないからきちんとアフターフォローをしてください、というのが従来長野県の技術委員会で行ってきたやり方です。今回も、そういった趣旨の指摘を知事答申の中に盛り込むといった対応になるかと思えます。富樫委員、それでよろしいですか。
富樫委員	事後調査を前提にしているのであれば、不確実性についてはないとは言えないので、それをきちんと検証するということがわかるよう表記していただきたいと思えます。
片谷委員長	資料上の表記はともかくとして、きちんとしたアフターフォロー、通常モニタリングとっているフォローアップは、よろしくお願ひしたいと思います。これは、知事意見を通じて申し上げることになるかと思えます。知事が最終的にどう判断するかはここでは決められませんけれども、答申には入るはずですので、事業者はそこを十分に理解していただきたいと思えます。
事業者 唐澤	そういった内容については、次ページから事後調査の必要性という箇所に、「環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見指導を得ながら、必要に応じて環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。」と記載しております。我々もそういったことを考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。
片谷委員長	是非、積極的に行うようお願いいたします。富樫委員、よろしいですか。
富樫委員	はい。
片谷委員長	関連するご発言が他の委員の皆さんからありましたら、承ります。山室委員、どうぞ。
山室委員	25番の質問については前回回答いただきましたが、ボーリングを掘らないと工法もわからないという回答でした。住民の方へは、ボーリングを行った時点でこういった工法でやりますといった説明をするのでしょうか。
事業者 唐澤	道路の詳細設計の中で地元と協議しながら進めていきますので、その中で丁寧に説明をさせていただこうと思えます。

山室委員	ありがとうございます。その時に、委員長がおっしゃったように、工事をこういった方法で行い、それによって地下水がどうなるのか確認するため事後調査を行いますといった説明をされるといいと思います。
片谷委員長	是非、そのようにお願いします。では、次に進みます。27番、富樫委員、先ほどの口頭説明について何かあればお願いします。
富樫委員	先ほど口頭で説明いただきましたが、よく理解できませんでした。意見として申し上げているのは、個人の井戸の利用状況に関する調査結果も示してくださいというものです。個人の井戸の利用状況の調査結果はあるのかないのかどちらなのでしょう。
事業者 唐澤	個別にそういったものを調べた資料はありません。
富樫委員	井戸の分布の現地調査をしていないということであれば、予測評価の保全対象がわからない状況だということです。そういった状況では、評価のしようがないと思います。その点について、どうお考えなのか伺いたい。
片谷委員長	今日ご回答いただける範囲でお願いします。
コンサルタント 岩沢 (株)千代田コンサルタント	地下水の保全対象がわからない状態ではないかということについてですが、保全対象は地下水位そのものと捉えております。取水の井戸の量、水位と合わせて、水が下がることによって地盤が沈下するといった影響もございますので、水位そのものが下がらないということを対象として予測評価をしております。
片谷委員長	参考までに申し上げますとリニア新幹線では、着工後も近隣の井戸の調査を続けていて、モニタリング対象としています。そういった計画はありませんか。
事業者 唐澤	調査はしっかりと行う予定です。
片谷委員長	井戸は、防災対策、水道に障害が発生したときの予備水源として地元の市町村が情報を持っている可能性もあるかと思いますが、それは何か把握されていますか。
事業者 唐澤	先ほど申し上げたとおり、市町村には調査したのですがその中では把握できていない状況です。
片谷委員長	個人宅の井戸が枯れることも避けなければならないことですので、今後の対応の中で、極力詳細な対応をしていただくようお願いいたします。どなたか他にご発言があれば承ります。よろしいですか。 では、28番に参ります。梅崎委員のご意見です。お願いします。
梅崎委員	多くの資料を集めていただきありがとうございました。先ほど説明の中で「どのように資料をまとめていくかご意見を」ということでしたが、少なくともそれぞれのハザードマップに道路の位置を入れていただくということが必要かと思えます。できれば、ある程度精度が落ちてても全体的にそれをまとめていただくと、この地域の状況が分かります。そこでは、精度については、丸めたものだという記載をしていただければと思います。そういった方法が一つ考えられると思います。土砂災害等については、それで良いかと思えますが、揺れやすさマップ、いわゆる地震に対する資料が細

かいものがないようですので、資料を集めていただいて断層等も含め、もう一度調べていただければと思います。

事業者
唐澤 浸水想定と土砂災害の関連につきましては、準備書 P4-261、P4-263 に図面を示させていただきます。

梅崎委員 P4-261 等は確認していますが、今回集めていただいた資料の元データが一緒かどうかということが分からないので、お聞きしています。せっかく、こういった詳細なものを集めているので、少なくともそこに入れていただくということ、全体を見やすくするよう工夫をしていただきたいということです。

事業者
唐澤 元データを確認させていただきたいと思います。

梅崎委員 補足資料の中に、土砂災害警戒区域と浸水想定区域に対する防災効果のイメージ図がありますので、これを実際の地図上で示していただきたいです。

片谷委員長 イメージ図を実際の地図に示すということですか。

梅崎委員 実際の地図上または道路の平面図上にいれるか、特定の区間または地域毎に具体的に文章で示していただきたいと思います。どの地域に対して、どういった効果があるのかというように。

事業者
唐澤 確認ですが、イメージ図を文章で示すということでしょうか。

梅崎委員 はい。

事業者
唐澤 検討させていただきます。地震に関しては、液状化の資料と揺れやすさの2種類資料がありますが、かなり縮尺が大きいものとなっています。精度はかなり落ちますが落とし込むというご趣旨でよろしいでしょうか。

梅崎委員 ほとんどの市町村のハザードマップには、液状化マップ、揺れやすさマップがついています。そういった詳細な地図があればそこに落としこんでいただければ結構です。

事業者
唐澤 ハザードマップについては、各市町村ではたいてい1つの地図に落とし込んでいますので、この中になければないかと思いますが、念のため確認させていただきます。

片谷委員長 では、よろしくをお願いします。他の委員の皆様から何かご発言ありますか。では、次に進みます。

29、30 番は、中村寛志委員のご意見で、いずれも事後回答が出ております。いかがでしょうか。

中村寛志委員 改変率をそれぞれのポイントについて示していただきありがとうございました。県の技術指針で要求されているものですが、これは最初に配慮書が出たときから近くのミヤマシジミを守る会が注目していたので、特にこういったことをお願いしました。

ミヤマシジミについて確認位置図についても示していただきありがとうございます。

した。特に 60~62、97 の図は生息場所がよく分かりますので、これは嚴重に非公開でお願いしたいと思います。60 の図を見ますと配慮書の段階での意見を踏まえて、生息箇所を回避していただいていることがわかりました。資料 1-8 にもそのデータを示していただきました。

この前の委員会では生息場所について盛土をするのであればそのまま潰れてしまうと思いましたが、橋梁であり改變率がないということが理解できました。地域の人達もこれでしっかり理解できたと思います。

また、97 の図をお願いしたのは、ゲンゴロウが確認されているためです。こちらにも影響がないということなのか確認をさせてください。

事業者
唐澤

現在、図を拡大して確認しておりますので、少々お時間を頂戴してよろしいでしょうか。もし、他にご質問があれば、先にそちらをお願いできればと思います。

片谷委員長

中村寛志委員は、他に 29、30 番に関してご意見はありますか。

中村寛志委員

ミヤマシジミとオオムラサキについては、資料をしっかりと出していただいたのでこれで結構です。

片谷委員長

では、いったん次の質問に行きましょう。31、32 番中村雅彦委員のご意見に事後回答をいただいています。いかがでしょうか。

中村雅彦委員

32 番は記載ミスということで了解しました。31 番について気になる点があります。事後回答の一つ目の・で、「定点調査を行っていますが、営巣地に関する結果以外は別冊に含まれていません」とありますが、定点調査では営巣地以外にどのようなデータがあるのでしょうか。

コンサルタント
尾原

定点調査ですので、例えば通常の飛翔行動、その飛翔の内容、ディスプレイ、繁殖に関するもの、縄張りに関するものといった情報は、記録しております。ですので、資料 1 の記載については、修正が必要かと思えます。

中村雅彦委員

ある程度メッシュを切って、この場所によく飛翔しているというデータも取れているのでしょうか。

コンサルタント
尾原

元データはあるのですが、メッシュを切って示す形とはしていません。

中村雅彦委員

そうすると 2 番目の・についてですが、高利用域の分析はできないということでしょうか。

コンサルタント
尾原

飛翔の状況、計画地からの距離を踏まえて、行動圏解析までは必要ないと判断しています。

中村雅彦委員

私が言いたいのは、高利用域はすごく大事で、営巣場所から工事現場までは遠いけれども、高利用域は近いといった場合は、当然それに対応する対策を考えなければならないのではないかということです。2 番目の・の認識が誤っているのではないのでしょうか。特に猛禽類、イヌワシ、クマタカは、巣からの距離ではなく、高利用域も合わせて工事現場との距離が大事になります。必要ないとする根拠はなんですか。

コンサルタント
尾原

記載不足となっております、すみません。営巣地、餌をとる、餌を解体する、そういった繁殖又は生息に重要な地域があると思います。そういったものは、定点調査を行っ

ていれば、高利用域という形で出ているかと思いますが、それがそれぞれ道路から離れている状況にありましたので、メッシュを切って重ねる必要はないのではないかということで判断させていただきました。

中村雅彦委員 営巣地だけではなく、よく飛翔している場所からも離れているということでしょうか。

コンサルタント
尾原 そういうことです。

片谷委員長 であるならば、そのように記載していただかなければならないですね。高利用域も工事区域から十分距離があると判断したから問題がないという判断になったということに記載していただかないといけませんね。

中村雅彦委員 そのとおりです。事後も事前も同じように調査するのでしょうか。

コンサルタント
尾原 はい。

事業者
尾原 今の内容については、見解を修正させていただきたいと思います。

片谷委員長 次回、ご対応ください。先ほどの中村寛志委員のご指摘は、どうなりましたでしょうか。中村寛志委員のお手元にデータをお示しして頂いて確認してもらってください。

中村寛志委員 問題ないことが確認できました。

片谷委員長 中村寛志委員のご了解をいただきましたので、次に進みます。今の中村寛志委員、中村雅彦委員のご意見に関連してご発言があれば承ります。よろしいですか。
では、33、34 番の生態系の項目で、中村寛志委員の追加意見ですがいかがでしょうか。

中村寛志委員 生態系についても、マニュアルに基づいて予測していただきましてありがとうございました。農地が3分の2ということで、かなりの範囲が農地ということがわかりました。希望として事後調査をやってほしいということを述べましたが、全部の種を行うのはなかなか大変です。問題になっていたミヤマシジミは河川生態系の典型種ですので、その種だけでも事後調査をしていただければと思います。

事業者
唐澤 今のご指摘については、検討させていただきます。

片谷委員長 よろしくお願いたします。他の委員からご発言ありますか。
それでは、35 番陸委員のご意見ですが、お願いたします。

陸委員 私の意見は、被写体が小さくなり過ぎていて適切ではないのではないかという意見です。P12. 12-18~24 に写真が出ていますが、広角過ぎてこれだけでは適切ではないと思います。それに対する回答が、被写体が小さくなっていますということで回答になっていないと思います。

二つ目の・について、P12. 12-14 をみると No. I は道路までの間にカーブがあるよ

うに見えませんが、カーブしていますという説明で納得ができません。

最後に書いてある意見は、前回の会議で提出されたスライド13番のような、広角のレンズではないレンズで撮った写真、通常眺めて見える景色に近い写真でのフォトモンタージュの追加が必要ではないかという意見です。

それに対する回答がありませんので、回答を追加していただきたいと思います。

片谷委員長

遠景のモンタージュも、もちろんあっていいと思うのですが、通常の視野角で見たモンタージュがないのは不備ではないかという指摘ですよね。

事業者
唐澤

委員会の資料としてお示しすることは可能ですので、ご指摘のような視野角の資料を検討させていただきたいと思います。

片谷委員長

それが重要な予測評価の判断材料になる場合には評価書の中にも入れていただくようお願いすることになるかもしれません。1か月ないので時間的に厳しいかもしれませんが、できれば次回、補足資料の形で出していただけますか。

事業者
唐澤

承知しました。

片谷委員長

他に関連するご発言があれば承ります。よろしいでしょうか。
36番、山室委員お願いいたします。

山室委員

資料1-10を出していただきありがとうございました。それまではどこがトンネルで、どこが盛土か分かりませんでした。これを見るとかなりの部分が盛土だと分かりました。

ここは河岸段丘がはっきりわかる所で、フォトモンタージュも河岸段丘を分断するか予測評価いただいております。例えばP12.12-17の太田切川堤防上というところでは、「構造物は目立つ値となっているが、フォトモンタージュによる結果から確認すると分断しない」、「スカイラインの切断も生じない」と書いてあります。ただ、河岸段丘がスカイラインになることは無いので、河岸段丘を景観として保全しなければいけないのであれば、スカイラインが分断されていないから保全されていることにはならないと思います。また、次のページがフォトモンタージュの写真で、一番下の改変される位置は赤になっていますが、将来の風景は赤の部分がグレーになっていて目立たないように見えます。ところが、P12.12-41に、同じようにフォトモンタージュをしていて河岸段丘が分断されるところがあり、ここも河岸段丘が含まれるがスカイラインの切断は生じないと書かれていますが、次のページを見ると、改変される位置の赤の部分が将来の風景で緑になっており、着色によっていかようにでも見える感じがします。

なぜ伊那市の下殿島地区は保全対象になって、他のところはならないのでしょうか。ただ写真の色を変えていないだけではないかという気がします。もし河岸段丘の景観を保全するのであれば、他のところも一緒だと思いますが、なぜ違うのでしょうか。

河岸段丘はつながった地形なので保全しないというのであれば理解できますが、フォトモンタージュでスカイラインを切っていないから保全しないというのは違うのではないかと思います。

コンサルタント
岩沢

灰色と緑色の色の違いについては、対象構造体が違っていて、片方が橋で、もう片方は盛土ということで御理解ください。

片谷委員長

盛土については斜面を緑化するということですね。

コンサルタント
岩沢

はい。そのため緑色になっており、橋は灰色になっています。故意に色を変えたわけではありません。

準備書の P12. 12-43 の一番上の保全対象の部分の文章にも書かせていただきましたが、「本事業により、景観の構造に変化が生じると予測した眺望点を保全対象とした。」ということで、表にあります大久保ダムと下殿島の2点としていますが、「特定の眺望点のみでなく、全線を対象にして保全措置を検討することとした。」ということで、代表する地点のフォトモンタージュを作らせていただきましたが、こちらの地点に限らず、お示した環境保全措置はできる限り全線に渡って対応していきたいと考えていますので、御理解いただければと思います。

片谷委員長

2箇所だけではないとの御回答ですがいかがでしょうか。

山室委員

ありがとうございます。ただ、盛土をすれば、緑化しても、地形的には河岸段丘はなくなるので、保全は無理かと思うので、書き方がおかしいと思います。河岸段丘については、地形を盛土してしまったら保全のしようがないのではないのでしょうか。

コンサルタント
岩沢

見えなくなるものを見えるようにすることは不可能ですが、極力影響を低減していくことは可能かと思っております。準備書に書かせていただきましたように、極力、河岸段丘に近いような法面の緑化ですとか、構造物の配慮をさせていただく対応を考えています。

表現について、分断という書き方がおかしいということですか。

山室委員

河岸段丘は地形のことを言いますよね。盛土をすれば地形が消えてしまうわけですから、法面を緑化しようがしまいが段丘の景観の保全にはならないので、段丘という言葉が出てくるのが書き方として無理なのではないかということです。

片谷委員長

段丘自体を残すという保全措置は無いわけですよ。あくまでも景観の変化を最小にするための保全ですよ。であれば、そういう趣旨の書き方にしていただければ良いということです。山室委員の指摘はそういったところにあると思います。段丘が見えなくなる所はあるけれど、その変化をできるだけ少なくする保全対策をするといった文章にしていただければいいかと思います。

コンサルタント
岩沢

検討させてください。趣旨をもう少し正確に把握させていただき、可能な限り評価書で反映していきたいと思えます。

片谷委員長

次回、修正案を出していただければ結構ですのでお願いします。
梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

関連して質問させていただきます。

資料 1-10 に盛土部を9つの区域に分けて示していただいています。一方、盛土の基本的構造として、浸水域の堤防として用いるということと、土砂災害の堰堤として用いるということでした。①から⑨の、この部分が堰堤、この部分が堤防ということを示すことはできるでしょうか。また、それに関連して、縦断面図が示されていますが、縦のスケールはこのまま見てはいけないのかもしれませんが、盛土部の高さがどれくらいかを、最大の高さでも結構なので示していただければと思います。

事業者
唐澤

高さについては、この中に分かるように記載させていただきたいと思えます。

梅崎委員	①から⑨の全部でなくても、この部分は防災的に使っていると示せば、住民の方の理解が得られるかと思えます。ただ、1-10の縦断面図を見ると全体的にもう少し盛土を低くできないかとも思われますので質問させていただきました。
事業者 唐澤	高さに関しては防災上の観点もございませぬけれども、交差道路との立体的なクリアランス等も加味しておりますので、こういった高さで設定しております。 防災上の位置づけについては、難しいかもしれませんが、検討させていただきます。
片谷委員長	では、次回御回答をお願いします。他に何か御発言ありますか。よろしいですか。 では、陸委員、37番の人と自然との触れ合いに関する御意見についてお願いします。
陸委員	回答いただいたとおりで良いかと思えます。私の方で見落としをしまして大変失礼しました。 回答に、迂回路はボックスカルバート等と書いてあります。また、資料1-10を見ると三峰川からナイスロード交差点までの間は盛土になっていますので、ボックスカルバートが正しいかなと思えますが、別に出していただいた補足資料の三峰川サイクリングロード付け替えイメージのイラストでは、盛土ではなく橋脚になっています。このイメージだと見通しが良いのですが、盛土にしてボックスカルバートにするとイメージが変わってくると思えますので、実際にはどちらになるか補足で説明いただけますでしょうか。
事業者 唐澤	補足資料では橋梁の絵になっておりますが、経済性等を考慮しながら工法を決めていくと、実際には盛土になるかと思えます。そうすると交差部分はボックスカルバートになるかと思えます。
陸委員	盛土でボックスカルバートにした方がはるかに圧迫感がありますし、人触れへの影響も大きいと思えますので、影響が大きい方で想定し、保全措置を検討するのが筋かと思えますので、そういう御対応をお願いします。
片谷委員長	先ほどの御回答は、川の水面の上は橋になるけれども、渡り終わった後は盛土になる可能性が高そうな回答であり、それに対して、陸委員からは、それに応じた保全対策の検討をしてくださいというご指摘ですので、これは御対応いただけますね。
事業者 唐澤	はい。そのように対応したいと思います。
片谷委員長	ではお願いいたします。関連の御発言はよろしいですか。では、一通り終わりました。 予定の時間にはなりましたが、前回御欠席した委員の方、それから前回以降に図書を見て新たにお気づきになった点がある委員の方もいらっしゃるかと思えますので、全体を通じまして追加の御質問、御意見を承る時間をとりたいと思えます。 特に項目の順番等は定めませんので、図書の何ページかおっしゃっていただき御発言いただければと思えますが、いかがでしょうか。 大窪委員どうぞ。
大窪委員	重要な植物種の予測結果についてお聞きします。 準備書 P12. 10-31の重要な植物種について、生育環境は保全されないおそれがあ

るかないかの予測の判断について少し曖昧な所があるのでお聞きしたいと思います。

計画路線の区域内はほとんどが保全されないおそれがあるという結果になっており、対応いただいています。また、6番のメハジキについては、区域内に生育していないが、近接地域に生育していることから、生育環境は保全されないおそれがあるとの判断で環境保全措置の対象となっています。一方、非常に危急性が高い、絶滅危惧Ⅱ類のイヌハギについては、計画区域から9mの近接地域に生育地があるにも関わらず、工事の実施や道路の供用による影響がほとんど生じないと記載されています。生育環境は保全されないおそれがあると判断されたメハジキは計画区域から5m以内ということで、5mか9mかで変わってくるのは判断が曖昧かと思うのですがいかがでしょうか。

コンサルタント
尾原

曖昧な感じもするかもしれませんが、保全措置の必要の有無については、P12. 10-30のフローに従って行っております。その上で、個体数が多くてそのうち少しに影響があるのか、それとも確認した個体数が少なくてそのうちの多くが影響を受けるかを加味して予測評価を行っております。また、直接改変と、事業地から直近で、例えば南側と北側でも違ってくると思いますし、生育環境が変わっていくかどうかを、加味しています。確認個体数の多い少ないと、どのくらい影響があるかが予測のウェイトを占めています。

大窪委員

図 12. 10. 1-3 の予測手順に従って判断されていることは理解していますが、先ほどから御説明しているとおり、イヌハギとメハジキであればイヌハギの方が非常に危急性が高いことと、近接ということであれば5mか9mで判断が変わってくるのは納得がいかないということです。特にイヌハギはこの地域で生息数が少ないので、移植は行わない方が良いですが、モニタリングは実施した方が良いというのが私からの要望です。

コンサルタント
尾原

5mと9mでは影響は同じようなものだと思います。先ほど言った割合というのも、ここにはありませんが危急性の程度によってモニタリングしなければいけないものもあるかもしれませんので、この話については、きちんと整理し次回の委員会の際に示させていただければと思います。

大窪委員

ミクリ属の一種についても判断の文書を読みましたが、納得がいかないところがあります。危急性の高い種なので御配慮いただければありがたいと思います。

片谷委員長

ではこれは次回追加の回答をいただくことでお願いします。
小澤委員どうぞ。

小澤委員

事業計画の中にある環境配慮に関して確認させてください。
この前の委員会で非常に寒い地域だという話がありました。寒冷地ということで、道路を供用していくうえで凍結防止剤等の使用が想定されると思いますが、凍結防止剤の使用において環境配慮していく事項はあるののかないのかお聞かせください。もしあるのであれば、事業計画の中に書いておくことも必要ではないかと思います。

事業者
唐澤

凍結防止剤はアルプスロードでも使うことになりまして、他の道路でも使いますので、道路事業全般として考えていくところかと思いますが、特に個別にこの事業で何か配慮することは検討していません。

片谷委員長

日常の道路管理の中で行われるもので、この事業に特化した環境負荷としては扱っていないという趣旨ですか。

事業者 唐澤	おっしゃるとおりです。
片谷委員長	確かに今までの県内の道路案件で凍結防止剤の環境負荷だけをピックアップして議論したところはないように思いますが。
小澤委員	そういう点で、水質等の評価項目の中に入れて評価するのはなじまないかと思いますが、新たな道路を作る上での運用上の環境配慮がもしあるとすれば、住民の皆さまも気にすることもあると思いますので記述してもいいかと思います。
片谷委員長	凍結防止剤は撒かないわけにはいかないものだと思いますので、過剰に撒かないように配慮した道路管理をしていただくことかと思います。これは小澤委員から出た付帯意見として事業者には御理解いただきたいと思います。アセスの項目として取り上げる話でもないと思いますので、事業者への要望という扱いでよろしいですか。
小澤委員	はい。
片谷委員長	ではそのようにさせていただきます。 はい、塩田委員。
塩田委員	P3-16 を見ていただくと、騒音で予測しているのは土工工事ですが、橋梁・高架部に関する工事もありまして、P3-21 に工事の内容が書かれています。ここで、掘削・土留工の所にバイブロハンマーの記載がありまして、H型を打ち込んでいくのではないかと思います。その時バイブロハンマーから低周波音が出る可能性がありますので、振動と低周波音を予測しておいた方が良さそうですが、お願いできませんか。
コンサルタント 岩沢	施工計画は決まっておらず、P3-21 も一般的なものを記載しています。バイブロハンマーにも高周波タイプと普通のタイプがあります。また、おそらく使わないと思いますが、杭を打つに際しては、圧入機やアースオーガーのようなドリルで穴をあけるものもありますが、全く決まっていない状況です。これから施工計画を決めていく中で決まっていきますので、そういった中で振動値は、その時に回答させていただければと思います。
塩田委員	そういう場が来たらよろしくお願いします。
片谷委員長	手続の中で決まっていないから予測できないということであれば、事後調査というか、モニタリングになるのかもしれませんが、その中で御確認いただくことになるので、御対応をお願いいたします。 他にいかがでしょうか。大窪委員どうぞ。
大窪委員	見つかっていない動物についての話ですが、両生類のナゴヤダルマガエルについて生息を確認しています。ナゴヤダルマガエルは確認することが難しい種ですが、もし可能であれば、絶滅危惧Ⅱ類であるので予測調査をしていただければありがたいかなと思います。
コンサルタント 尾原	確認の適否ですとか、現地のどこにいるか等の詳しい情報は、先生の研究室や地元の方が持っていると思いますので、情報を頂いて調査・予測評価という形で反映させ

ることができれば、アセス手続きも遅延せず、また、的確な情報を用いることができるので、お願いできればと思うのですがいかがでしょうか。

片谷委員長

これから追加で調査いただいても、その時に見つかる保証はないので、見つかったという情報があるのであれば事務局経由で事業者提供していただき、手続きに反映していただくのが一番確実な方法だと思いますので、御協力いただけますか。

大窪委員

はい。

片谷委員長

事務局も対応をお願いいたします。

私の担当分野の大気の数字を確認し数字自体は妥当なものであると判断しましたが、評価のところ寄与濃度で書かれていますが、寄与率で書いていただいた方が住民の安心になるかなと思います。非常に低い寄与だということは数字を見れば分かりますが、文書の中でも結構ですが、寄与率がこの程度で低く、影響が大きい懸念はないという趣旨にさせていただくとより説得力があるかなと思いましたので、それは可能ですか。少し表現を追記する程度ですが。

コンサルタント
尾原

自動車の走行、建設機械の稼働、工事用車両全てですか。ものによってはゼロになるものもございますので。

片谷委員長

四捨五入すればゼロになるものも当然出てくると思います。

コンサルタント
尾原

書き方を工夫させていただく形で対応させていただくことでよいでしょうか。

片谷委員長

はいそれで結構です。他にありますか。

では、今日以降も新たにお気づきになった点があるかと思いますので、事務局から依頼されておりますのは、追加の御質問や御意見は、1週間以内、来週の金曜日の6月1日までにいただきたいとのことですので、もしありましたら事務局へお寄せいただくようお願いいたします。

では、今日の時点での御質問、御意見は出尽くしたようですので、議題1は以上とさせていただきます。

議題2のその他は事務局から何かありますか。

事務局
是永

今後の審議予定について御説明いたします。

第3回の技術委員会を6月22日（金）午後15時に本日より同じ会場の西庁舎111号会議室で開催いたします。本案件の第3回目の審議をお願いする予定です。

先ほど委員長からもお話がありましたが、追加の意見、御質問等ございましたら6月1日（金）までに事務局へお寄せくださるようお願いいたします。

事務局からは以上です。

片谷委員長

何か委員の皆様から御質問等ありますか。

次回とりまとめまでいかないですね、もう1回ですね。

次々回が答申の取りまとめということになるようです。皆様そのように御認識いただくようお願いいたします。

特に御発言がなければ、予定を超過し申し訳ございませんでしたがこれで終了させていただきます。

事業者の皆様方遅くまでご対応いただきありがとうございました。

では事務局へお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。
ありがとうございました。